

留守家庭児童会保護者 様

青 少 年 課 長

留守家庭児童会保育料の減額免除申請について

平素は、留守家庭児童会事業の運営にご協力を賜り、お礼申し上げます。

留守家庭児童会保育料（延長利用料・土曜日利用料を含む）について、市・府民税の課税状況等により、減額または免除の対象になる場合があります。

つきましては下記の減免区分に該当する方は必要書類をご確認の上、青少年課へご提出ください。

記

1 減免区分

減免区分	保育料	減免要件
免除 1	0 円	生活保護法による被保護世帯
免除 2	0 円	入会年度の市町村民税が非課税の世帯
免除 3	0 円	入会年度の市町村民税のうち、均等割のみが課税されている世帯
減額 1	5,000 円	入会年度の市民税・府民税課税標準額が 160 万円未満の課税世帯
減額 2	5,000 円	母子・父子の世帯かつ入会年度の市民税・府民税課税標準額が 210 万円未満の世帯
減額 3	5,000 円	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けているかつ入会年度の市民税・府民税課税標準額が 210 万円未満の世帯

2 提出書類

(1) 「令和 5 年度留守家庭児童会保育料減免申請書兼還付請求書」

入手方法：市 HP からダウンロード(ページ ID：2578)・青少年課  
各留守家庭児童会

(2) (令和 5 年 1 月 1 日時点で寝屋川市に住居票がなく、生活保護受給世帯ではない方のみ) 下記いずれかの証明書(※保護者全員分)

- 市民税・府民税課税証明書
- 市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書
- 市民税・府民税 税額決定・納税通知書

※令和 5 年 1 月 1 日時点で寝屋川市に住居票がある方は、(1)のみの提出で構いません。

### 3 提出期限

令和5年6月5日(月)～6月30日(金)期限厳守

(※郵送の場合は、6月30日：消印有効)

受付時間：午前9時～午後5時30分(平日のみ)

### 4 提出先(郵送可)

寝屋川市役所 東館1F 青少年課 留守家庭児童会担当 宛

(住所：〒572-8555 寝屋川市本町1-1)

※各児童会で書類のお預かりはできません。

### 【注意】

- \* 6月30日(金)までに提出された申請については、4月に遡って減免を適用します。
- \* 7月1日(土)以降に提出された申請については、提出された月から減免の適用となり、遡って保育料の還付はいたしません。
- \* 減額免除申請は毎年必要です。
- \* 2名以上の児童が入会されている場合、「免除」については児童ごとに申請書の提出が必要です。また「減額」については最年少の児童のみ申請して下さい。
- \* 免除1につきましては、先行して受け付けておりますが、該当される方で、申請書を未提出の方は、急ぎご提出ください。
- \* 減免決定となった方につきましては、減免決定通知を送付するとともに、後日、還付金を登録口座に振り込みます。口座登録されていない方は、「減免申請書兼還付請求書」に振込口座の記入が必要です。

(問合せ先)

寝屋川市教育委員会事務局

社会教育部 青少年課

TEL：072-813-0075